

埼玉県放課後子供教室推進事業等実施要綱

1 目的

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下等、子供を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安心・安全な活動場所を確保し、地域の方々の参画を得て、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

(2) 土曜日の教育支援

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。以下同じ。）に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図ることにより、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日等となる活動を推進していく。

3 実施主体と県の役割

(1) 実施主体

本事業の実施主体は市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、市町村は以下ア及びイを満たすことを要件とする。

ア コミュニティ・スクールの導入

以下の（ア）、（イ）のいずれかにより「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（以下「コミュニティ・スクール」という。）」を導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること。

（ア）市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

（イ）市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するため

の導入計画を有していること、または事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること。

イ 地域学校協働活動推進員等の配置

市町村は事業を実施するに当たり、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者（放課後コーディネーター若しくは土曜教育コーディネーター）（以下これらを「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次の（ア）、（イ）に留意すること。

（ア） 地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

（イ） 地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第9条の7の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

（2）県の役割

県は、国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」を活用し、本事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

4 対象とする子供の範囲

本事業の子供の範囲は地域の子供全般を対象としているものであり、幼児、児童、生徒の一部のみを対象とするものではない。

5 事業の実施方法

本事業は次により実施するものとする。

（1）放課後子供教室の実施

市町村は、推進・運営委員会の設置や必要な人員の配置、研修の実施、学区ごとの協議会の設置等を行う。

ア 推進・運営委員会の設置

（ア） 推進・運営委員会は、域内の放課後子供教室推進事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（以下「放課後対策事業」という。）の運営方法やコミュニティ・スクールとの一体的推進及び学校応援団等の他の地域学校協働活動との連携を検討する。

なお、推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、推進・運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

- (イ) 推進・運営委員会では、放課後子供教室の実施方針の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。
- (ウ) 推進・運営委員の選定に当たっては、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するという趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、学識経験者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 必要な人員の配置

市町村は、3(1)イにより配置する地域学校協働活動推進員等に加えて、取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、放課後子供教室を実施する。

(ア) 統括的な地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動推進員等の各員間の連絡調整や人材の確保・育成、未実施地域における取組の推進等を図る等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）

(イ) 放課後活動リーダー

放課後等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心となって実施する者

(ウ) 放課後活動サポーター

放課後等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者

(エ) 特別支援サポーター

特別な配慮を必要とする子供たちの活動をサポートする者

ウ 研修等の実施

(ア) 市町村は、域内の学校に配置される地域学校協働活動推進員等及びイ(ア)により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、放課後対策事業の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

(イ) 市町村は、イ(イ)により配置する放課後活動リーダー、イ(ウ)により配置する放課後活動サポーター、イ(エ)により配置する特別支援サポーター及び活動に関わるその他のボランティア等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連

携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(ウ) 研修の実施に当たっては、対面実施のほか、オンライン会議システムを活用するなど受講者の利便性向上を図り地域学校協働活動推進員等及び放課後活動リーダー等の研修機会の充実に努めることとする。

エ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 本事業における学習支援・体験・交流活動等の実施・運営に当たっては、具体的な活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員等、放課後活動リーダー、放課後活動サポーター、特別支援サポーター等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

(2) 土曜日の教育支援の実施

市町村は、推進・運営委員会の設置や必要な人員の配置、研修の実施、学区ごとの協議会の設置等を行う。

ア 土曜教育活動推進・運営委員会の設置

(ア) 土曜教育推進・運営委員会は、域内の土曜日等（日曜日、祝日、長期休業を含む。以下同じ。）の教育活動の運営方法やコミュニティ・スクールとの一体的推進及び学校応援団等の他の地域学校協働活動との連携を検討する。

なお、土曜教育活動推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、土曜教育活動推進・運営委員会に代わりうる既存の組織等をもって代替することができる。

(イ) 土曜教育活動推進・運営委員会では、土曜日の教育支援の実施方針の策定、地域や企業等の多様な人材の参画のための仕組みづくりの方策の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。

(ウ) 土曜教育活動推進・運営委員の選定に当たっては、地域の多様な経験を持つ人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、子供たちの教育活動を行うという趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、P T A関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

イ 必要な人員の配置

市町村は、3(1)イにより配置する地域学校協働活動推進員等に加えて、

取組の内容に応じて以下から必要な人員を配置し、土曜日の教育支援を実施する。

(ア) 統括的な地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動推進員等の各員間の連絡調整や人材の確保・育成、未実施地域における取組の推進等を図る等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）

(イ) 土曜教育リーダー

土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心となつて実施する者

(ウ) 土曜教育サポーター

土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者

(エ) 特別支援サポーター

特別な配慮を必要とする子供たちの活動をサポートする者

(オ) 学習支援員

土曜教育リーダーのうち特別な知識・経験等を活用した取組を実施できる者

ウ 研修等の実施

(ア) 市町村は、域内に配置される地域学校協働活動推進員等及びイ（ア）により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等に対して、土曜日等の教育活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

(イ) 市町村は、イ（イ）により配置する土曜教育リーダー、イ（ウ）により配置する土曜教育サポーター、イ（エ）により配置する特別支援サポーター、イ（オ）により配置する学習支援員及び活動にかかわるその他のボランティア等に対して、子供との接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(ウ) 研修の実施に当たっては、公民館等の社会教育施設と連携し、その機能を積極的に活用するなど研修内容の充実に努めることとする。

(エ) 研修の実施に当たっては、対面実施のほか、オンライン会議システムを活用するなど受講者の利便性向上を図り地域学校協働活動推進員等及び土曜教育リーダー等の研修機会の充実に努めることとする。

エ 学校区ごとの協議会の設置

(ア) 本事業における教育活動等の実施・運営に当たっては、具体的な活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応

じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

(イ) 協議会の参加者は、学校関係者、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等、土曜教育リーダー、土曜教育サポートー、特別支援サポートー、学習支援員等が想定される。

なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

6 事業運営の留意点

(1) 放課後子供教室

- ア 放課後子供教室においては、次の内容・機能を有するものとする。
 - (ア) 放課後や週末等における地域の子供たちの安心・安全な活動場所の確保
 - (イ) 地域の様々な資質を有する多くの大人の参画を得て、子供たちに、様々な体験・交流・学習活動の機会を定期的・継続的に提供すること
 - (ウ) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子供たちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養すること
 - (エ) 地域の子供たちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実
 - (オ) その他子供たちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動
- イ 放課後子供教室の運営に当たっては、特に以下の点に留意すること。
 - (ア) 地域学校協働活動の一環である放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
 - (イ) 「放課後児童対策パッケージ」(令和5年12月25日)に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、放課後児童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、「校内交流型」を中心として、放課後児童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。
 - (ウ) 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒等に限定したり、国公私立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。
 - (エ) 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。
 - (オ) 放課後子供教室の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用することとするが、地域

の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用する等、子供たちが安全・安心に多様な活動ができる場所で実施すること。

(カ) 障害を有する子供たちに対する事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。

(2) 土曜日の教育支援の運営

ア 土曜日の教育支援においては、次の内容・機能を有するものとする。

(ア) 教育課程内の学校教育活動として、土曜日等に学校の教職員が行う授業（土曜授業）を支援する活動。

(イ) 学校が中心となり、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜の課外授業）を支援する活動。

(ウ) 教育委員会や地域住民（学校応援団、放課後子供教室等の地域の団体を含む。）、保護者、企業等、学校以外の者が中心となって、希望者を対象として行う土曜日等の教育活動（土曜学習）。

(エ) その他、学校・家庭・地域が連携・協働し、役割分担をしながら、子供たちにとってより豊かで有意義な土曜日等の教育環境づくりを推進するため必要な活動。

イ 土曜日の教育支援の運営に当たっては、特に以下の点に留意すること。

(ア) 土曜日等の教育プログラムの計画・実施に当たっては、単発的、イベント的な内容にとどまることなく、継続して学習することで、子供たちが多様な視点を持ち、幅広く知識を獲得することが可能な、体系的な学習が行われるように努めること。なお、実態として平日に行われる活動にあっても、土曜日等の教育プログラムの一環として実施するものについては、土曜日等に行われる活動にあわせて本事業に含めることができるものとする。

(イ) 教育課程内での学校の授業における学習内容が、実社会とどのようにつながっているかを学ぶことができるよう、実社会で活躍する地域や企業の幅広い人材の協力を得て、体験型の学習等も取り入れる等、実施方法の工夫に努めること。なお、学習の形態は講義形式、グループ学習形式、ＩＣＴの活用等、学習の内容に合った形式で実施して差し支えない。

(ウ) 就学前の子供が参加する教育プログラムの計画・実施に当たっては、小学校等を活用して読み書き等の学習の基礎力を培い、また、学校に慣れ親しむ環境を提供することで、入学に当たっての不安の解消等に努めるとともに、保護者のニーズも踏まえ、親子参加型のプログラムも含める等、工夫に努めること。

(エ) 土曜日の教育支援の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校等の学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用する等、子供たちが安全・安心に多様な活動ができる場所で実施すること。

(オ) 障害を有する子供たちに対する事業を行う場合には、個々の状況に配慮した活動を行えるよう、実情に応じて工夫すること。

7 費用

(1) 知事は、上記2～6の要件を満たす市町村が直接実施する事業又は他の団体等に委託して実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、知事が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

(3) 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、知事が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

ア 放課後子供教室

(ア) 推進・運営委員会経費

推進・運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

(イ) 研修・視察に係る経費

研修会講師謝金・旅費、研修・視察に参加する地域学校協働活動推進員等及び放課後活動リーダー、放課後活動サポーター等の旅費について、必要な経費を積算すること。

(ウ) 地域学校協働活動推進員等に係る経費

a 統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等の配置人数については、各市町村の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

b 各人員の謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を補助上限として積算すること。なお、交通費の取扱いについては、別表のとおりとする。

(エ) 学校区ごとの協議会の設置経費

校区ごとの設置経費については、謝金、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

(オ) 放課後子供教室運営経費

a 放課後活動リーダー、放課後活動サポーターの配置人数については、各地域の放課後子供教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必

要な人数とすること。また、特別な支援を必要とする子供たちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子供の数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することができる。

- b 放課後活動リーダー、放課後活動サポーター及び特別支援サポーターの謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を補助上限として積算すること。なお、特別な催し物を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。
- c 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。ただし、おやつ等の飲食物代や、子供やその保護者に係る保険料・材料費等、受益者負担の観点から個人に給する経費は対象外とする。また、補助対象とする経費については、市町村や学校、PTA等の固有通常の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。
- d 実施日数等の設定に当たっては、地域全体で定期的・継続的に子供の教育活動を支援する仕組みづくりを推進するため、地域の実情に応じて、学校の課業日数や家庭教育との役割分担等も勘案することが望ましい。
なお、本事業の事業費を積算する際は、原則として、年間200日以下、1日当たり4時間以内（準備や片付け等に要する時間を含む。特に必要な場合はこの限りではない）を標準的な日数・時間数として積算することとする。
- e 取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催し物等を実施する場合、又は県補助金対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求める等の工夫を行うことは差し支えない。

（カ）放課後子供教室の備品の整備に係る経費

備品とは、1個当たりの金額が3万円を超えるものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りではない。

備品費については、以下の条件を満たす場合にのみ計上できるが、計上する
1 放課後子供教室あたりの上限額については、下記a又はcの場合は210千円、下記bの場合は420千円とする。

- a 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合（既存施設の改修を伴わないものに限る）
- b aのうち、放課後児童クラブとの「校内交流型」で実施する場合
- c 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブとの

「校内交流型」で実施する初年度の場合

具体的な備品については、以下のようなものが考えられるが、各市町村の実情に応じて、放課後子供教室を実施するスペースの整備に必要な備品を適宜積算すること。各地域の放課後子供教室の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、計上すること。

【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む。）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等）等

イ 土曜日の教育支援

（ア）土曜教育活動推進・運営委員会経費

土曜教育活動推進・運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町村の実情に応じて、必要な経費を適宜積算すること。ただし、飲食物費（当該市町村が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

（イ）研修・視察に係る経費

研修会講師謝金・旅費、研修・視察に参加する地域学校協働活動推進員等及び土曜教育リーダー、土曜教育サポーター等の旅費について、必要な経費を積算すること。

（ウ）地域学校協働活動推進員等に係る経費

a　統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等の配置人数については、各市町村の実情に応じて、真に必要な人数を配置すること。

b　各人員の謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を補助上限として積算すること。なお、交通費の取扱いについては、別表のとおりとする。

（エ）学校区ごとの協議会の設置経費

学校区ごとの設置経費については、謝金、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適宜積算することとする。

（オ）土曜日の教育支援運営経費

a　土曜教育リーダー、土曜教育サポーター及び学習支援員の配置人数については、各地域の土曜日の教育支援の実情（開催日数や参加人数等）に応じて、真に必要な人数とすること。また、特別な支援を必要とする子どもたちに対する土曜日の支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子供の数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することができる。

- b 土曜教育リーダー、土曜教育サポートー、学習支援員及び特別支援サポートーの謝金単価については、各市町村の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、それぞれの1人1時間当たりの謝金単価は、別表の金額を補助上限として積算すること。
- c 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算すること。ただし、おやつ等の飲食物代や、子供やその保護者に係る保険料・材料費等、受益者負担の観点から個人に給する経費は対象外とする。また、補助対象とする経費については、市町村や学校、P T A等の固有の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。
- d 備品の購入は認められない。

8 留意事項

- (1) 市町村は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。
なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の体制や名称とすることが可能である。
- (2) 市町村は、地域学校協働活動本部等の仕組みの下、地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動の一環である放課後子供教室及び土曜日の教育支援を行うものとする。
- (3) 本事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）が連携を図りながら実施するよう努めることとする。
- (4) 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- (5) 市町村は、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、報告すること。
なお、市町村においては、本事業で設定した目標等について、自治体ごとに公表すること。
- (6) 市町村は、事業実施後に上記（5）で設定した目標の達成度等について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて報告すること。

なお、市町村は、検証・評価等の結果について、自治体ごとに公表すること。

- (7) 上記（5）、（6）に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、埼玉県放課後子供教室推進事業等補助金交付要綱第13条の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。ただし、6アの改正規定については平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表) 「放課後子供教室推進事業費」謝金・旅費確認表

		統括的な地域学校協働活動	土曜放課後学校	放課後活動	（土曜教育リードのうち特別な）知識・経験等を活用した取組を実施できるもの）	放課後活動	特別支援サポーター	ボランティア	講師等*	参加者（子供等）	参加者（保護者）
謝金	謝金単価上限	2,200	1,480	1,480	2,200	930*2	1,480	-	適切に積算	-	-
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	○	○	×	×	-	×(○)*3	-	-
	会議(推進・運営委員会、協議会)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	研修	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-
旅費	通常活動*4	○	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	○	×	×
	臨時の活動*6	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の研修会等への参加	○	○	○	○	○	○	×			
	県外の研修会等への参加	×(○)*7	×(○)*7	×	×	×	×	×			

*1 経常的に行われない特別な催し物を実施するための講師に限る。

*2 地域別最低賃金がこれを上回っている地域においては、最低賃金を上限として積算できる。

*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性がある場合のみ補助対象。

*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

*5 実施市町村外地域及び実施市町村内地域であっても公共交通機関等の使用が必要な場所から支援を行う場合は、補助対象となる。

*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で、参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認めたもののみ補助対象。